

令和3年10月15日

10月号

愛 媛 労 働

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課



離職者等緊急生活資金のご案内

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、20歳以上65歳以下であること。

(離職者の方)

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

(休業者の方)

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかります。)
- 返済期間/5年以内(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円(離職者一人につき)
- 保証/保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかります。)
- 返済期間/5年以内(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円(休業者一人につき)
- 保証/保証機関
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

えひめ仕事と家庭の両立応援企業 9月の認証企業のご紹介

両立応援ゴールド企業1社、両立応援企業1社を新規認証しました！



認証マーク

愛媛県では、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に認証しています。

9月は、両立応援ゴールド企業1社・両立応援企業1社を新規認証、また、両立応援企業2社を更新認証しました。

人材の確保・定着を図るため、働きやすい職場環境づくりに取り組んでみませんか？

【制度のお問い合わせ】

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課
TEL 089-912-2502

詳しくは、

えひめ仕事と家庭の両立応援企業

検索

＜えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業＞

【新規】1社

| 認証番号 | 企業名 | 所在地 |
|------|-------------|-----|
| 41 | 社会福祉法人宗友福祉会 | 松山市 |

＜えひめ仕事と家庭の両立応援企業＞

【新規】1社

| 認証番号 | 企業名 | 所在地 |
|------|------------|-----|
| 665 | 青木電気工業株式会社 | 松山市 |

【更新】2社

| 認証番号 | 企業名 | 所在地 |
|------|-------------|------|
| 33 | 衣山自動車株式会社 | 松山市 |
| 454 | 株式会社サンメディカル | 宇和島市 |

【認証メリット】

- ・認証マークを活用したイメージアップ
- ・求人票や会社説明会でのPR
- ・働き方改革に向けた社内の機運醸成

働き方改革のワンストップ支援拠点「働ナビえひめ」では、認証取得のサポートをはじめ、様々な働き方改革の取組みを支援しています。

【お問い合わせ先】働ナビえひめ（愛媛県働き方改革包括支援プラザ）TEL089-915-3260

令和4年度 県立産業技術専門校入校生の募集について

(普通課程：中期試験、短期課程：前期試験)



県立産業技術専門校では、就職のために必要となる専門的な知識や技能を習得する職業訓練を行っています。進路、就職にお悩みの方に、ぜひ御応募いただきますよう御案内をお願いします。

■科目一覧（普通課程）

| 産業技術専門校 | 訓練科目 | 定員(人) | 期間 |
|---|-------------|-------|----|
| 新居浜産業技術専門校 〒792-0060 新居浜市大生院1233-2 TEL (0897) 43-4123 | メカトロニクス科 | 10 | 2年 |
| | 自動車整備科 | 15 | 2年 |
| | メタル技術科 | 15 | 2年 |
| 愛媛中央産業技術専門校 〒799-1534 今治市桜井団地4-1-1 TEL (0898) 48-0525 | 今治タオルものづくり科 | 10 | 2年 |
| | 服飾モード科 | 10 | 2年 |
| | ビジネスデザイン科 | 15 | 1年 |
| | 設備エンジニア科 | 10 | 2年 |

■科目一覧（短期課程）

| 産業技術専門校 | 訓練科目 | 定員(人) | 期間 |
|---|-----------|-------|------|
| 宇和島産業技術専門校 〒798-0027 宇和島市柿原甲1712 TEL (0895) 22-3410 | 住まいづくり木工科 | 15 | 10か月 |
| | アパレルビジネス科 | 10 | 10か月 |

■選考方法と日程

筆記試験、適性検査、面接試験により選考します。

| 願書提出期間 | 入校選考日 | 合格発表日 | 開講日 |
|---------------------------|-----------|-----------|--|
| 11月15日(月) ～12月10日(金)必着 | 12月17日(金) | 12月24日(金) | 普通課程：令和4年4月12日(火) 短期課程：令和4年5月11日(水) |

※ 普通課程のうち、前期試験の募集（10月29日（金）入校選考）で定員を満した訓練科については、中期試験以降の選考試験を実施しないため、募集科目や応募手続など詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。また、入校ガイド・入校願書の様式を県ホームページに掲載しているほか、産業技術専門校又はハローワークで配布しています。



就職氷河期世代向け「職業訓練校体験ツアー」を開催します！

県では、いわゆる就職氷河期世代（主に 30 代後半～40 代後半）の方を対象に、県立産業技術専門校の各校及び修了生が活躍する企業を回り、施設見学・技能体験ができる日帰りバスツアーを開催します（参加無料・昼食付）。



「手に職=自信 やりたいこと発見！ 職業訓練校体験ツアー」

1. 日時・場所

- （第 1 回）愛媛中央産業技術専門校【今治市】令和 3 年 11 月 5 日（金）
- （第 2 回）新居浜産業技術専門校【新居浜市】令和 3 年 11 月 9 日（火）
- （第 3 回）宇和島産業技術専門校【宇和島市】令和 3 年 11 月 24 日（水）

2. 定員 各回 10 名（要申込）

3. 内容 訓練カリキュラムなどについてのガイダンス

施設見学及び技能体験

職業訓練生との座談会

修了生が活躍する職場への訪問（施設見学や修了生へのインタビュー）

※詳しいタイムスケジュールについては、愛媛県就職氷河期世代能力開発支援事業事務局特設サイト（<https://www.hyogaki-shien.jp>）にてご確認ください。

4. 申込期限

- （第 1 回）愛媛中央産業技術専門校【今治市】令和 3 年 10 月 29 日（金）
- （第 2 回）新居浜産業技術専門校【新居浜市】令和 3 年 11 月 2 日（火）
- （第 3 回）宇和島産業技術専門校【宇和島市】令和 3 年 11 月 17 日（水）

5. 申込方法 特設サイトでのフォーム入力、もしくは FAX（089-913-7001）または電話（089-913-7000）でも受け付けています。

※実施にあたっては新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで開催しますが、参加者の方については、当日のマスク着用もお願いいたします。

令和3年度

参加企業募集!

学生向け障がい者 WEB合同就職説明会のご案内

県では、障がい者雇用を促進するため、障がいのある学生を対象とした「WEB合同就職説明会」を開催します。(今年度も感染拡大防止のため、WEBで企業紹介動画をオンデマンド配信します。各学校を通じて、参加(視聴)対象者へURLを周知するYouTubeでの限定公開を予定しております。)

御社の企業情報や業務内容を、特別支援学校に在籍する生徒等に、広く効果的に周知することができますので、ぜひこの機会をご活用ください(参加無料)。

積極的なご参加をお待ちしております。

○内容○

- ◆参加企業ごとに、障がいのある学生向けの企業紹介動画(1社4~5分程度)を制作します。
- ◆御社の採用担当者様等による会社説明に、ご希望のパワーポイント資料や写真等を交えて、分かりやすく編集・配信します。視聴者からの質問等は取りまとめてお送りさせていただきます。

○参加企業○

20社程度

※希望多数の場合は、原則お申し込みの先着順とさせていただきます。(就労継続支援事業所のお申し込みはご遠慮ください)

○参加(視聴)対象者○

特別支援学校に在籍する生徒及び保護者
高等学校に在籍する障がいのある生徒及び保護者
中等教育学校後期課程に在籍する障がいのある生徒及び保護者
産業技術専門校に在籍する障がいのある方 等

～進路決定までの流れ(イメージ)～



お申込み方法 裏面の参加申込書に必要事項を記入し、**愛媛県庁 産業人材課**へFAXまたはメールにてお送りください。(このチラシと申込書は県HPにも掲載しています)

愛媛県 障がい者合同就職説明会

検索

[お問い合わせ先] 愛媛県 経済労働部 産業支援局

産業人材課 濱本・近藤

TEL: 089-912-2505 (直通)

メール: sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp



令和3年度 学生向け障がい者WEB合同就職説明会

参加申込書（企業用）【申込〆切：令和3年10月20日(水)】

愛媛県 産業人材課 濱本・近藤行き（送付状不要）FAXまたはメールにて本書をお送りください

FAX：089-912-2508、メール：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

| | | | |
|---------------|---------|-----|---|
| 企業名 | | 業種 | |
| 所在地 | 〒 - | | |
| ご担当者 | 部署 | | |
| | 役職 | | |
| | 氏名 | | |
| | TEL | () | - |
| | FAX | () | - |
| | メールアドレス | | |
| ご意見・ご質問等(あれば) | | | |

※撮影日(11~12月を予定)につきましては、参加決定後、日程調整させていただきます。

撮影場所(松山市内の予定)までの交通費につきましては、ご負担をお願いいたします。

撮影は、採用ご担当者様等(1~2名)の出演を想定しております。

※実習受入れが可能な場合は、下記にご記入をお願いします。

| | |
|-------------|--|
| 受入れ可能な時期 | |
| 受入れ可能な人数 | |
| 受入れ可能な障がい種別 | |
| 実習内容 | |

※この様式は、県のホームページにも掲載しております。(検索→「愛媛県 障がい者合同就職説明会」)

愛媛県 経済労働部 産業支援局
産業人材課 担当：濱本・近藤
電話：089-912-2505 FAX：089-912-2508
メール：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症対策 緊急地域雇用維持助成金のご案内

R3.10.8



メール申請が可能になりました！

7月から申請様式等が変わりましたので、メールで申請される場合は、**申請前に必ず県HPをご確認ください**。(メール以外の方法で申請される場合は、旧様式での申請も可能ですが、新様式への速やかな移行をお願いします。)

愛媛県では、新型コロナの影響に伴う休業により、愛媛労働局長から「雇用調整助成金※」の支給決定を受けた事業主の方に「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金」を上乗せ助成して、雇用の安定と事業活動の継続を支援します。県への申請期限は、令和4年2月中を予定しています。

- ① まずは、**愛媛労働局の相談窓口(089-987-6370)**へお問合せください。
- ② **愛媛労働局から「雇用調整助成金※」の支給決定を受けた後、県産業人材課(089-912-2505)**へお問合せください。 ※「緊急雇用安定助成金」(雇用保険被保険者以外の方を対象とした助成金)を含む。

【支給対象】

愛媛県内に所在する事業所で、新型コロナの影響に伴う休業により、労働者に支払った休業手当(教育訓練・出向によるものは対象外)について、愛媛労働局長から「雇用調整助成金※」の支給決定(令和3年3月6日以降の支給決定通知)を受けた事業主(国助成率10/10で支給決定を受けたものは対象外)

【助成金の額】

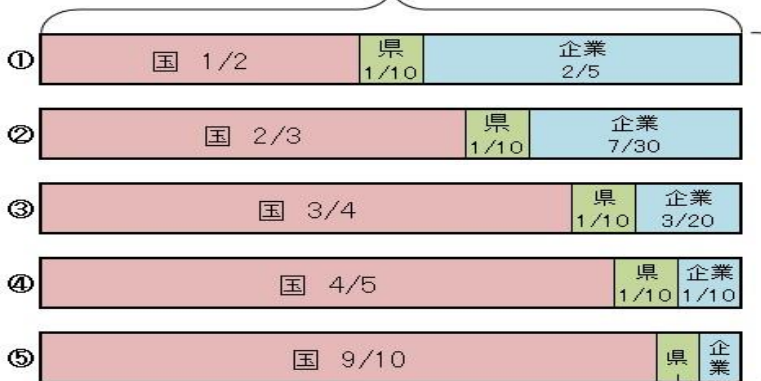
国の「雇用調整助成金等」の支給率に応じて次の金額を助成(上限：1事業所当たり年100万円)

| | 国の支給率 | 県助成金の支給率 |
|---|-------|-------------|
| ① | 1/2 | 国支給決定額の 1/5 |
| ② | 2/3 | " 3/20 |
| ③ | 3/4 | " 2/15 |
| ④ | 4/5 | " 1/8 |
| ⑤ | 9/10 | " 1/18 |



イメージ

休業手当額



県内市町でも上乗せ助成を行っている場合があります。詳しくは、所在地の市町にご確認ください。

県:1/20

【申請手続】

原則、**電子メールで申請してください**。詳細は裏面をご覧ください。メール申請が困難な場合は、県産業人材課へお問合せください。

【申請書類】

県ホームページからダウンロード(「コロナ、維持助成金」で検索)

【申請先】

kenkoyou@pref.ehime.lg.jp (助成金申請専用メール)



メール申請が
便利です！

メールでの申請方法

申請書への押印を省略できるほか、紙申請よりも速やかな支給決定が可能となります！

システムにより処理しますので、メールの件名や宛先等は下記のとおりご協力をお願いします。

※メール以外の方法で申請される場合（郵送・持ち込み等）は、申請書に押印のうえご提出ください。

1 必要書類を揃える

●愛媛労働局から届いた雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給決定通知書

●雇用調整助成金（休業等）支給申請書又は緊急雇用安定助成金支給申請書

●雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の助成額算定書

●申請者本人名義の口座通帳
※通帳を開いた1・2ページ目両方

2 必要書類のデータ化

1の必要書類をスキャン又は写真撮影してパソコンに取り込む。

3 県申請書の作成

(1) 「県ホームページ」にアクセスしページ内検索で「コロナ 維持助成金」を検索

コロナ 維持助成金 検索

(2) 県申請書をダウンロード

「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給申請書等」（Excel）をクリックしてダウンロード

(3) 各種様式に必要な事項を入力（黄色部分）

※詳細は、県ホームページ入力マニュアルをご確認ください。
（1つのExcelファイルに6枚のシートがあります。①②については、お持ちの決定通知書の種類に合わせて入力してください。③④は全員必ず入力してください。）

- ①-ア（国）雇用調整助成金支給決定通知書
- ①-イ（国）緊急雇用安定助成金支給決定通知書
- ②-ウ（国）雇用調整助成金支給申請書
- ②-エ（国）緊急雇用安定助成金支給申請書
- ③ 県算定書
- ④ 県申請書

(4) データを任意の場所に保存

4 メールを送信

(1) 宛先

Toに県メールアドレス（kenkoyou@pref.ehime.lg.jp）を入力、**CCに必ず自社の上席者のメールアドレスを加えてください。**

※社労士など代理人が申請を行う場合は、代理人を差出人とし、宛先（CC）に申請事業所の担当者及び上席者を加えてください。

(2) 件名

「県雇用、事業所番号、事業所名、休業月」としてください。

事業所番号 : 愛媛労働局から届いた支給決定通知書に記載されています。

休業月 : 愛媛労働局へ提出した支給申請書に記入した算定基礎期間の終わりの月を記載してください。

例 : 算定基礎期間 令和3年5月15日～令和3年6月14日
休業月→6月

★送付例

次のように申請書に記載した場合

- ・事業所名：愛媛県株式会社
- ・本件責任者（職氏名・連絡先）・・・**CCに加える**
〇〇課長 産業 太郎 089-000-0000
- ・担当者（職氏名・連絡先）・・・**メール差出人**
〇〇課主任 人材 花子089-000-0000
- ・事業所番号：1111-111111-1
- ・休業月：6月

| | |
|------|-----------------------------|
| To: | kenkoyou@pref.ehime.lg.jp × |
| Cc: | 〇〇課長 産業 太郎のアドレス × |
| Bcc: | |
| 標頭 | 県雇用1111-111111-1愛媛県株式会社6月 |

(3) 添付ファイル

- ・3で作成した県申請書（Excel）
- ・2でデータ化した1の必要書類（PDF, jpeg）

【注意事項】

- 申請の際は休業月ひと月に対してメール1通で送付してください。
例えば、5ヵ月分まとめて申請する場合は、メール5通に分けて送付してください。
- メール申請時に添付するデータは圧縮しないでください。
- 宛先（CC）に、自社の担当者の上席者のアドレスがない場合、受付できません。

5 支給決定

申請受付日から約2週間後に差出人のアドレスに支給決定通知書（PDF）をメールで送付します。

※不備や確認等により後日ご連絡させていただく場合があります。その場合の支給決定は、確認完了日から約2週間後となります。



愛媛県内企業 短期人材マッチング支援事業

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響による労働需要の不均衡を解消するため、愛媛県より受託し雇用維持を希望する企業と短期人材の確保を希望する企業の
出向契約のマッチング支援を行なっております。
支給要件を満たした場合、
産業雇用安定助成金を利用いただけます。



雇用シェア（在籍出向）による雇用維持を検討される企業を支援します


オンライン出向相談

雇用シェア（在籍出向）による雇用維持を検討されている事業者向けに、「出向相談」を行っており、毎月1回、社会保険労務士による「オンライン出向相談」を実施しておりますのでご活用ください。「在籍出向」について知りたい方、相談したい方はぜひお問い合わせください。

社会保険労務士による「オンライン出向相談」

毎月第3
水曜日
13:30
15:00

対象：愛媛県内の事業者
「在籍型出向ではどのような準備が必要か」
「出向時の社会保険・労働保険の負担はどうか」
「出向に関する就業規則の整備は」など
※相談は1事業者2回まで可能です。

在籍方出向の概要をまとめた
「セミナー動画」

愛媛県内企業 短期人材
マッチング支援サイトにて
公開中

※各回1事業者・1時間まで
※都合により開催日が変更となる場合があります。

出向相談

対象：愛媛県内の事業者
「従業員の在籍出向を検討したい」
「県内企業短期人材マッチング支援事業について知りたい」
「従業員の送出（または受入）の登録をしたい」など
※事前にご連絡ください。



オンライン



来社

出向の流れ



申込・相談



マッチング



出向契約

「失業なき労働移動」を支援する専門機関
「(公財) 産業雇用安定センター愛媛事務所」と共同でマッチング支援を行います。

「産業雇用安定助成金」については
裏面をご確認ください。

マッチング支援のお問い合わせ・お申し込みは、WEBまたは電話で

(愛媛県内企業短期人材マッチング支援事業受託者)
伊予鉄総合企画株式会社
企画本部広告事業部

089-913-7878
FAX: 089-913-7778 [平日 9:00~18:00]

雇用シェア 愛媛
<https://koyoshare-ehime.jp/>



「産業雇用安定助成金」のご案内

助成金の対象となる「出向」

対象・前提

- 雇用調整を目的とする出向が対象です。

(新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向)

- 雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は、元の事務所に戻って働くことが前提です。

その他要件

- 出向元と出向先が、親子・グループ間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること。

- 出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと。 などの要件があります。

※令和3年8月1日から、独立性が認められない事業主間で実施される出向も一定の要件を満たせば助成対象となります。

助成金の特徴

01 出向元・出向先ともに助成金が受けられます。

出向元事業主 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主

出向先事業主 当該労働者を受け入れる事業主

02 出向運営経費・出向初期経費の2つの助成があります。

1 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

| | 中小企業 (※1) | 中小企業 以外 (※1) |
|------------------------|--------------|--------------------|
| 出向元が労働者の解雇などを行なっていない場合 | 9/10 | 3/4 |
| 出向元が労働者の解雇などを行なっている場合 | 4/5 | 2/3 |
| 上限額（出向元・先の計） | 12,000円 / 日 | |

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業 2/3、中小企業以外 1/2

2 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備など、**出向の成立に要する措置を行なった場合に助成**します。(※2)

| | 出向元 / 出向先 |
|---------|----------------------|
| 助成額 | 各 10 万 / 1 人あたり (定額) |
| 加算額(※3) | 各 5 万 / 1 人あたり (定額) |

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません。

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

※助成金を受けるにあたっての支給要件は、こちらに記載されている以外にもございますので、

詳しくは「産業雇用安定助成金ガイドブック」（厚生労働省作成）をご確認ください。

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。

産業雇用安定助成金



マッチング支援をご希望の方は、伊予鉄総合企画株式会社（詳しくは表面）へお問い合わせ・お申し込みください。



愛媛県
公式
ehime official

えひめで働きたいあなたを応援！
愛媛県内の求人を日本で一番多く※掲載！

※HRソリューションズ調べ



＼お仕事を探すなら／

あのこの(愛媛)

あの街、この町で、はたらこう



特設ページOPEN!

退職中ですぐ働きたい方

U/Iターン希望の方

愛媛で働きたい就活生の方

…に役立つ情報満載です!



<すぐに仕事を探せる!>

- ・スマホから簡単に求人検索
- ・24時間、ネットで応募可能
- ・新卒、中途、パート・アルバイト、多様な求人情報を掲載

<相談窓口や各種支援策の情報を集約!>

- ・お仕事探しやU/Iターンについての相談窓口
- ・愛媛県内の魅力ある企業の紹介
- ・就活学生を対象とした助成制度
- ・移住や子育てに役立つ支援情報

退職中で、すぐ
働きたい方はこちら



U/Iターン
希望の方はこちら



就活中の
新卒学生はこちら



運営

愛媛県

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、いよぎん地域経済研究センター、エス・ピー・シー、野村総合研究所、HRソリューションズ(以上、順不同)は、「あのこの愛媛」の運営・推進に協力しています。

特設ページからの求人検索方法

ページ内の求人検索機能で絞り込みを行います。

条件に合う求人情報が表示されます。



あのこの愛媛の特徴

- 愛媛県の公式求人・移住サイト
- 近所のお店の短時間パートから地元企業の社員募集まで、愛媛県のお仕事情報が28,000件以上(2021年8月末時点)
- 愛媛で暮らすためのUIターン関連情報も続々掲載

あのこの愛媛

あの街、この町で、はたらこう

<https://ano-kono.ehime.jp/>

あのこの愛媛

検索

TOPページの
バナーを
CLICK!



◀ 本サービスに関する、よくあるご質問と、お問合せ受付フォームはこちらから。



国のトライアル雇用助成金を活用し、
トライアル雇用後に正規雇用を実現した事業主の方へ…

愛媛県から 「離職者等正規雇用移行緊急支援 事業助成金」を支給します！

離職者等の正規雇用（＝無期雇用）を推進し、早期の再就職と職場定着を緊急に支援することが目的です！



正規雇用奨励金

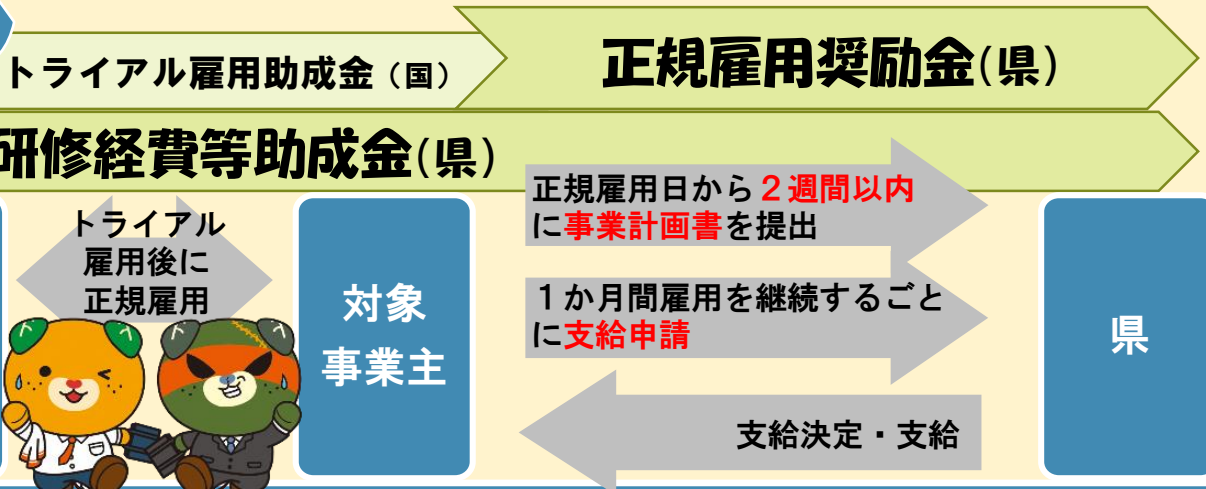
1 事業主あたり
労働者3名分まで

- ・支給額：労働者1人につき **10万円/月** × 最大3ヶ月
(ただし、賃金等の額が10万円を下回る場合はその実費額)

研修経費等助成金

業務で必要なスキル習得を目的として実施した研修や資格取得等のために、事業主が負担した費用

- ・対象経費：研修費等の額
- ・助成率：労働者1人につき **研修費等の1 / 2以内**
- ・限度額：労働者1人につき **15万円**



申請×切 令和4年3月10日

雇入日（正規雇用への移行日）から2週間以内に事業計画書の提出が必要です。
その後、雇入日から1か月を経過するごとに支給申請を行ってください。
申請方法の詳細は裏面を御確認ください。

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課
TEL：089-912-2505 MAIL：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

🔍 愛媛県 離職者支援

詳細はコチラ→
(県公式HP)

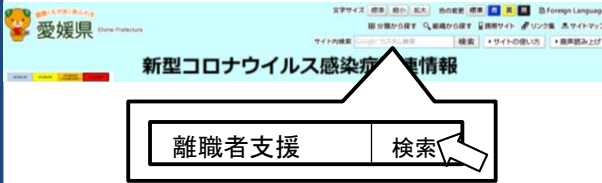
助成金申請から支給までの流れ

I 事業計画書の提出

(雇入日(正規雇用への移行日)から2週間以内)

1 必要書類をそろえる

①必要事項を記載した「**離職者等正規雇用移行緊急支援事業計画書(様式第1号)**」(県HPからダウンロード可能です。)



②労働局に提出した「**トライアル雇用実施計画書**」の写し

③正規雇用に関する雇入通知書(労働条件(変更)通知書等)の写し

④対象経費の額及び内容がわかる資料(研修の開催要項又はカリキュラム等)

2 書類の提出

●メールで提出する場合

(1)宛先 **sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp**

(2)件名 「**離職者等正規雇用移行緊急支援事業計画書の提出(事業所名)**」

(3)本文 任意

※必要書類①～④を添付してください。
なお、②～④についてはデータ(PDF)化したものを添付してください。

●郵送又は持込みで提出する場合

(1)宛先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

II 県から「事業計画書受理通知」の送付

1 通知内容の確認

(1)県から送付した受理通知の内容を確認してください。
仮申請後、受理通知が到達しない場合は恐れ入りますが、
愛媛県 産業人材課まで御連絡をお願いします。
※通知目安: 事業計画書到達後、1週間以内



III 支給申請

(雇入日から1か月を経過すること)

1 必要書類をそろえる

①必要事項を記載した「**離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金支給申請書兼実績報告書(様式第2号)**」(県HPからダウンロード可能です。)

②必要事項を記載した「**誓約書(別紙1)**」(県HPからダウンロード可能です。)

③労働局から送付のあった「**トライアル雇用助成金の支給決定通知書**」の写し

【支給決定通知書が申請日に未到達の場合】

労働局に提出した「**トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用助成金支給申請書**」の写しを提出し、支給決定通知書の写しは通知が到達次第早急に提出してください。

④申請日に労働者が勤務していることがわかる資料(出勤簿やシフト表等)

⑤正規雇用に関する雇入通知書(労働条件(変更)通知書等)の写し※
事業計画書から変更等があったもの

⑥賃金等及び対象経費の額の算定に用いた資料(賃金等:賃金台帳等、対象経費:事業主が負担したことがわかる領収書、研修の開催要項又はカリキュラム等)

⑦口座振替申込書兼債権者登録(変更)票※これまでに県への債権者登録をされていない、または登録内容に変更がある場合

2 書類の提出

●メールで提出する場合

(1)宛先 **事業計画書受理通知に記載のアドレス**

To及びCCに県メールアドレスを入力の上、
必ず自社の上司者のメールアドレスもCCに加えてください。
なお、社労士など**代理人が申請を行う場合は**、代理人を差出人とし、
宛先(CC)に申請事業所の担当者及び上司者を加えてください。

(2)件名 「**離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金の申請(事業所名)**」

(3)本文 任意

※必要書類①～⑦を添付してください。
なお、③～⑥についてはデータ(PDF)化したものを添付してください。

●郵送又は持込みで提出する場合

(1)宛先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

IV 県から「離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金支給決定及び額の確定通知書」の送付及び助成金の支給

1 支給決定

受付後、申請内容を審査の上、適当と認められる場合は支給決定及び確定した額を通知し、助成金を支給します。

※不備や確認等により後日ご連絡させていただく場合があります。

※「**トライアル雇用助成金支給決定通知書**」の写しが未提出の場合は、当該助成金の支給後であっても労働局から通知書の送付があり次第必ず提出してください。

メールの件名や宛先等は上記のとおりとしていただきますようご協力をお願いします。
メール以外の方法で本申請書類を提出される場合は、申請書に押印のうえご提出下さい。

ポリテクセンター愛媛 1月期生募集

再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につけるため、当センターを会場に職業訓練を実施しており、令和3年度1月期生を募集中です。

○募集科名 「機械CAD／NC科」

「溶接ものづくり科」

「電気設備技術科」

「住宅・福祉リフォーム科」

○訓練期間 6ヵ月（令和4年1月5日～）

○募集期間 令和3年10月25日～11月24日

○受講対象者

雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦を受けられる方

○受講料 無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

【お問合せ先】

ポリテクセンター愛媛 松山市西垣生町2184

TEL 089-972-0329（訓練課）



ハローワークインターネットサービスを活用しましょう 「求人者マイページ」がさらに便利になります（9月21日更改予定）

ハローワークが運営する「ハローワークインターネットサービス」の機能が9月21日（予定）にさらに便利になります。求人活動にぜひご活用ください。

「求人者マイページ」とは

求人者マイページは、求人サービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページです。ハローワークインターネットサービスからオンライン上で開設できます。

求人者マイページの新しい機能

ハローワークからオンラインで職業紹介を受ける（オンラインハローワーク紹介）

- ハローワークから求人者マイページを通じてオンラインで職業紹介を受けることができます。
 - 求職者とのやりとりを求人者マイページで完結できるため、採用業務が効率化します。
 - 応募者の情報を一元的にデータで管理できるため、個人情報の管理がしやすくなります。
- ※ オンラインハローワーク紹介を受けるには、求人者と求職者がともにマイページを開設している必要があります。

オンラインハローワーク紹介の流れ

① 求人情報を掲載する

② ハローワークが求人者へ求人応募の可否を確認する

求人応募が可能か確認するため、ハローワークから求人者に対し電話連絡を行います。

※ 平日夜間や土曜日など求人者との連絡がつかない場合などには、電話連絡なくオンラインハローワーク紹介を行うことがあります。

③ 求職者が対象の求人に応募する

ハローワークが求職者マイページに送った求人に、求職者が応募すると職業紹介が成立します。求人者マイページに応募通知が届き、紹介状や応募者の志望動機等を確認できます。

※ オンラインハローワーク紹介は、ハローワーク職員が職業相談の中で希望条件等の求職内容を確認している方を対象に、求人との適合性を判断した上で紹介するものです。

※ 紹介後、応募期限内（通常1週間程度）に求職者が応募しない場合もあります。

④ 採用選考をする

マイページのメッセージ機能で応募者と面接日時等の調整をし、選考を行ってください。

⑤ マイページから選考結果の通知

採用選考終了後は、速やかに応募者・ハローワークに選考結果を連絡してください。選考結果の連絡は、マイページから行うことができます。

応募書類の管理や採否入力が効率化します

- 求職者がオンラインで応募した場合、求人者マイページ上で応募者の志望動機や応募書類等を速やかに確認することができます。
- 求人者マイページの「メッセージ機能」を使い、応募者と面接日時等の調整ができます。
- 求職者やハローワークへの選考結果の通知や管理もできるので、電話やFAX等による連絡事務を効率化できます。

求職者からの応募を直接受け付けることができます（オンライン自主応募）

- 求人者がハローワークインターネットサービスに掲載した求人に対して、求職者がハローワークを介さずに直接応募できるようになります。
- ハローワークに求職登録をしている求職者と、ハローワークインターネットサービスのみに登録している求職者が応募できるため、応募者層が広がる可能性があります。



オンライン自主応募に関する注意点

- オンライン自主応募は、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金※の対象外です。
※特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金
- オンライン自主応募は、直接応募であり、ハローワークが求職者と求人の適性の確認を行っていないため、募集要件に合致しない方が応募する場合があります。
- オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本です。ハローワークがトラブル等に対応することはできません。
- オンライン自主応募を受け付けるには、求人者マイページから求人ごとに設定が必要です。本機能の開始後、利用したい場合は求人者マイページから変更してください。
- 労働者派遣事業所や請負事業所からの求人、就業先事業所を明示できない求人は、オンライン自主応募の対象とすることができません。

※ 応募者が「オンライン自主応募」による応募であるかを確認するには、「応募者管理画面」の応募者一覧の「応募方法」の欄で確認することができます。

求人者マイページの開設はハローワークインターネットサービスから

インターネットに接続できる環境が必要です。スマートフォンからも利用できます。

ハローワークインターネットサービス

ハローワークインターネットサービス



<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

求人者の方は「事業主の方」のメニューをご利用ください。



ハローワークインターネットサービスやマイページの操作方法に関するお問い合わせ

電話 0570-077450 受付日時：月曜～金曜 9:30～18:00（年末年始、祝日除く）

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

メール helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

ハローワークでの求人申込は事業所所在地を管轄するハローワークまで（全国のハローワーク所在地一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

ハローワークに求職登録して求職者マイページを開設しよう 「求職者マイページ」がさらに便利になります（9月21日更改予定）

求職者マイページとは

求職者マイページは、仕事探しのサービスをオンライン上で受けられる求職者向けの個人ページです。

ハローワークに求職登録し求職者マイページを開設するとできること

すでにできる機能

- ・ ハローワークインターネットサービスで求人情報を探す際、検索条件や気になった求人情報を保存する
- ・ ハローワークで紹介した求人内容や紹介状、応募履歴を確認する
- ・ 応募した求人企業や団体の担当者とメッセージ機能で直接やりとりする
※求人者側がマイページを開設している場合
- ・ ハローワークからの求人情報やお知らせを受け取る

新しい機能

- ・ **ハローワークからオンラインで職業紹介を受ける**
（オンラインハローワーク紹介）→詳しくは裏面をご覧ください
- ・ **ハローワークインターネットサービスで探した求人にハローワークの職業紹介を受けずに
ご自身でマイページから直接応募する**（オンライン自主応募）→詳しくは裏面をご覧ください
- ・ **求職情報の確認・変更や求職登録の有効/無効の設定をする**

全機能を利用するにはハローワークに求職登録が必要です。

ハローワークで求職登録済みで、求職者マイページを開設していない方はハローワークへご相談ください。

ハローワークでは、他にもいろいろなサービスを受けられます

- ① ハローワークでのご相談、職業紹介
- ② 履歴書や職務経歴書など応募書類の作成支援
- ③ 面接時のマナーや心構えについてのアドバイスや模擬面接など面接対策支援
- ④ 各種セミナー
- ⑤ 各種面接会、職場見学会等のイベント

◇まだハローワークをご利用になられていない方へ

- ・ ハローワークインターネットサービス上の登録のみで求職者マイページの開設ができます。
- ・ 求職者マイページを開設することで、求人への直接応募(オンライン自主応募※)など自主的な就職活動ができます。(→※詳しくは裏面をご覧ください。)
- ・ ただし、求職者マイページの一部の機能は利用できません。求職者マイページ開設後にマイページの全ての機能を含め、ハローワークの様々なサービスをご利用になりたい場合は、お気軽にハローワークにご相談ください。

ハローワークからオンラインで職業紹介を受ける（オンラインハローワーク紹介）

- ハローワークから求職者マイページを通じてオンラインで職業紹介を受けることができます。
- 求職者マイページに届いたハローワークがお勧めする求人情報について、志望動機等を作成し、オンライン上で求人に応募することができます。
また、応募した求人の履歴や採否結果などがオンラインで確認できます。

※ このサービスは、ハローワークで求職登録をした上で求職者マイページを開設した場合のみに利用できます。

※ オンラインハローワーク紹介は、ハローワーク職員がこれまでの職業相談を通じて、希望する求人条件等を確認している方を対象に、求人との適合性を判断した上で行うサービスです。
オンラインハローワーク紹介を希望した場合も、すべての方に対応できないことがあります。

オンラインハローワーク紹介対象求人 全2件中最新の求人を表示しています。

オンラインハローワーク紹介
対象求人全てを表示

「詳細を表示」をクリックすると求人情報画面↓が表示されます。

| | | |
|--|--|-------------------------------|
| 職種 | 介護福祉士 | 有効 |
| 受付年月日 | 2021年9月21日 応募期限日:2021年11月30日 | |
| 求人区分 | フルタイム | 就業時間 (1)09時00分～17時00分 |
| 事業所名 | 株式会社ハローワークケア | 休日 他 |
| 就業場所 | 東京都千代田区 | 週休二日制;その他 年間休日数:108日 |
| 仕事の内容 | グループホーム(2ユニット:18人定員)にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いたします。 | 年齢 制限あり ～59歳以下 |
| 雇用形態 | 正社員 | 求人番号 13010-09999999 |
| 賃金 (手当等を含む) | 205,000円～290,000円 | 公開範囲 1. 事業所名等を含む求人 情報を公開する |
| 経験不問 学歴不問 資格不問 時間外労働可 転勤可 通勤手当あり 最近(徒歩10分以内) マイカー通勤可 | | |
| い/タ/ン/歓迎 トライアル雇用採用 | | |
| 求人数:1名 | | |
| 詳細を表示 | | |

ホーム > 求人検索

求人情報

この画面で表示される求人情報は雇用契約書ではありません。採用時には必ず、書面により労働条件の明示を受けてください。

[求人票を表示](#) [掲載再開希望サイトを開く](#) [事業所画像情報](#) [お気に入り保存](#) [応募 \(ハローワーク紹介\)](#)

「応募 (ハローワーク紹介)」ボタンから応募すると、「オンライン(ハローワーク紹介)」となり、ハローワークの紹介が実行されます。詳細は [こちら](#) をご覧ください。

[求人検索方法](#) [応募方法](#) [賃金・手当](#) [労働時間](#) [その他の労働条件](#) [求職者の履歴](#) [求職者の履歴](#) [求人に関する特設記事](#) [求人・事業所検索](#)

| | |
|-------|----------------|
| 求人番号 | 13010-09999999 |
| 受付年月日 | 2021年9月21日 |
| 紹介期限日 | 2021年11月30日 |

ハローワークインターネットサービスで探した求人に直接応募する（オンライン自主応募）

- ハローワークインターネットサービスで探した求人情報に（オンライン自主応募の対象求人に限ります）ハローワークを介さずに直接応募することができます。
- 求職者マイページから志望動機等を作成し、オンライン上で応募することができます。
応募した求人の履歴や採否結果などがオンラインで確認できます。



オンライン自主応募に関する注意点

- オンライン自主応募は、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワークの職業紹介を要件とする雇用保険の再就職手当等の対象外です。
また、事業主に支給される助成金のうち、ハローワークの職業紹介を要件とする助成金は支給されません。
- オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本です。

インターネットに接続できる環境が必要です。スマートフォンからも利用できます。

ハローワークインターネットサービス

ハローワークインターネットサービス



<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

ハローワークインターネットサービスや求職者マイページの操作方法に関するお問い合わせ

電話 0570-077450 受付日時：月曜～金曜 9:30～18:00（年末年始、祝日除く）

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

メール helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

ハローワークでの求職登録は、お近くのハローワークまで（全国のハローワーク所在地一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

参加無料
事前申込

日時

2021年11月18日(木)

12:40~14:10 (受付12:00~)

会場

愛媛大学 総合教育棟1 大講義室

(愛媛県松山市文京町3番)

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。参加には、事前申込みが必要です。

感染症拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：愛媛県、働くもののいのちと健康を守る愛媛県センター

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

愛媛労働局からのお知らせです。

令和3年11月1日（月）は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第2期分の納付期限となっています。

事業主の皆様へは、令和3年10月20日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。

御不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先：松山市若草町4-3

愛媛労働局労働保険徴収室（TEL 089-935-5202）

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内

小学校休業等対応助成金とは

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額(※)を支給する制度です。※1日当たり13,500円（申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については15,000円）が支給上限。

- 制度の対象となる休暇の取得期間は令和3年8月1日～令和3年12月31日です（申請期限は下記）。

| | |
|------------------------|-------------------------|
| ①令和3年8月1日～同年10月31日の休暇 | 令和3年12月27日（月） 必着 |
| ②令和3年11月1日～同年12月31日の休暇 | 令和4年2月28日（月） 必着 |

■労働者の皆さまへ

【相談窓口のご案内】

都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』は、「企業にこの助成金を利用してほしい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。⇒ **ご相談は下記の特別相談窓口一覧まで**

休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請のご案内

- 労働局からの本助成金の活用の働きかけに**事業主が応じない場合に**、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者（大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます）が直接申請することが可能です。
- 労働者の方が利用を希望する場合、下記の都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』にご連絡ください。まずは、労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行います。それでも事業主が**助成金の活用に応じない場合には**、労働者の方から休業支援金・給付金の支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけを行います。
- 休業支援金・給付金の仕組みによる申請の詳細は、裏面をご参照ください。

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口（令和4年1月31日まで）

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

| 都道府県 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 |
|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|
| 北海道 | 011-709-2715 | 東京 | 03-6867-0211 | 滋賀 | 077-523-1190 | 香川 | 087-811-8924 |
| 青森 | 017-734-6651 | 神奈川 | 045-211-7380 | 京都 | 075-275-8087 | 愛媛 | 089-935-5222 |
| 岩手 | 019-604-3010 | 新潟 | 025-288-3511 | 大阪 | 06-6949-6494 | 高知 | 088-885-6041 |
| 宮城 | 022-299-8844 | 富山 | 076-432-2740 | 兵庫 | 078-367-0850 | 福岡 | 092-411-4764 |
| 秋田 | 018-862-6684 | 石川 | 076-265-4429 | 奈良 | 0742-32-0210 | 佐賀 | 0952-32-7218 |
| 山形 | 023-624-8228 | 福井 | 0776-22-3947 | 和歌山 | 073-488-1170 | 長崎 | 095-801-0050 |
| 福島 | 024-536-2777 | 山梨 | 055-225-2851 | 鳥取 | 0857-29-1701 | 熊本 | 096-352-3865 |
| 茨城 | 029-277-8295 | 長野 | 026-223-0551 | 島根 | 0852-20-7007 | 大分 | 097-532-4025 |
| 栃木 | 028-633-2795 | 岐阜 | 058-245-1550 | 岡山 | 086-224-7639 | 宮崎 | 0985-38-8821 |
| 群馬 | 027-896-4739 | 静岡 | 054-252-5310 | 広島 | 082-221-9247 | 鹿児島 | 099-223-8239 |
| 埼玉 | 048-600-6210 | 愛知 | 052-857-0312 | 山口 | 083-995-0390 | 沖縄 | 098-868-4380 |
| 千葉 | 043-306-1860 | 三重 | 059-226-2110 | 徳島 | 088-652-2718 | | |

| | |
|----------------------------|--|
| 小学校休業等対応助成金 についてのお問い合わせ | 【コールセンター】 0120-60-3999（フリーダイヤル） 受付時間 9:00～21:00 ※土日祝日含む |
| 休業支援金・給付金 についてのお問い合わせ | 【コールセンター】 0120-221-276（フリーダイヤル） 受付時間 月～金 8:30～20:00 / 土日祝8:30～17:15 |

休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請について

Q どのような場合に、休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請の対象となりますか？

A 以下を満たすことを前提に、休業支援金・給付金の支給要件を満たす場合に、対象となります。

- ① 労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み（※1、2）、その休んだ日時について、賃金等が支払われていない（※3）こと
 - ※1 保育所等の利用を抑える依頼への対応のためや、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をするために休んだ場合を含みます。
 - ※2 休むことを事業主に連絡しておらず、当該休みを事業主が事後的にも正当なものとして認めていない場合（いわゆる「無断欠勤」）は対象になりません。
 - ※3 年次有給休暇を取得した場合は賃金等が支払われているものと扱います。
- ③ 休業支援金・給付金の申請に当たって、当該労働者を休業させたとする扱いとすることを事業主が了承すること。また、休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記入や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。

Q どこに申請すればよいですか？

A まずは、勤務先の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**」にご相談ください。

* 連絡先は表面をご参照ください

◎ 事業主の皆様へのお願い

- 休業支援金・給付金には**事業主負担はありません**。
 - 休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」という取扱いをすることをもって**事業主の労働基準法第26条の休業手当の支払い義務について判断されるものではありません**。
 - 労働者が学校休業等のために**休んだこと**、その**休みを事業主として認めたこと**（いわゆる無断欠勤ではないこと）自体には争いが無い場合は、**このことをもって**、休業支援金・給付金の申請に当たり**「休業させた」とする取扱いとさせていただきますことをお願い**するものです。
- ⇒ 都道府県労働局から**上記③のご協力を依頼した際には、このことをご理解いただき、労働者の方が休業支援金・給付金を申請するに当たって事業主記載欄の記入などにご協力をお願いします。**

その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにて確認ください。

● 小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

新型コロナ 休暇支援 検索



● 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

休業支援金 検索



小学校休業等対応助成金や休業支援金・給付金の申請に関する職場のトラブルについて ～労働者の皆様へ～

小学校休業等対応助成金や休業支援金・給付金の申請に関連して、解雇、雇止めなどの職場のトラブルなどがあれば、**総合労働相談コーナー**にご相談ください。

同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。



新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金を再開しました

令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）**に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

* 詳細は裏面をご参照ください

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただければ幸いです。**

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額**×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したものの（**日額上限：13,500円**（申請の対象期間中（注）に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については**15,000円**））

注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

| | | |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 【申請期限】 | ① 令和3年8月1日～同年10月31日の休暇 | 令和3年12月27日（月） 必着 |
| | ② 令和3年11月1日～同年12月31日の休暇 | 令和4年2月28日（月） 必着 |

※ 消印が申請期限内であっても、都道府県労働局への到達日が申請期限を徒過していた場合は申請期間内に申請したとは認められませんので、ご注意ください。

- * ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。
- * 事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

労働者の皆さまへ

都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。特別相談窓口（休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請含む**）については、こちらをご参照ください。

⇒ 「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内」



事業主の皆さまへ

- ① **支給要件の詳細や具体的な手続き**は厚生労働省ホームページにて確認ください。
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

新型コロナ 休暇支援 **検索**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ② 申請書の提出方法

本社所在地を管轄する**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**まで**郵送**でお願いします。



【愛媛労働局 雇用環境・均等室】 ☎790-8538 松山市若草町4-3 6階 TEL089-935-5222

※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。（宅配便などは受付不可）

お問い合わせはコールセンター、または労働局雇用環境・均等室まで

『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、**小学校休業等対応助成金・支援金**コールセンター』（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）

★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。

- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども

イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)

ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外（夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象）
- ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。

助成金の支給上限である13,500円(申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある企業については15,000円)を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。愛媛労働局雇用環境・均等室（089-935-5222）にお問い合わせください。

（「しわ寄せ」防止特設サイトURL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

「社会保険労務士」による無料相談会開催！

毎年10月は「社会保険労務士制度推進月間」となっており、愛媛県社会保険労務士会では広く県民に社労士制度を知っていただくとともに、社会貢献活動の一つとして労働問題・年金などの「無料相談会」を開催します。お気軽に御相談ください。

開催日時及び開催場所

○令和3年10月31日（日）11：00～17：00

- ・フジグラン今治〔1階 シースルーエレベーター前〕
- ・イオンスタイル松山〔1階 南(環状線側)入口〕
- ・フジグラン松山〔1階 ~~ガラントーム西側入口(シースルーエレベーター前)~~〕
〔2階 北側駐車場連絡通路前〕
- ・フジグラン北浜〔2階 イベント広場〕

○令和3年11月14日（日）11：00～17：00

- ・フジグラン新居浜〔1階 北川正面玄関前〕

相談内容

- ・公的年金
- ・健康保険（傷病手当金、出産手当金、高額医療費等）
- ・労働保険（雇用保険、労災保険、各種給付）
- ・労働条件（賃金、退職金、労働時間、休日、年次有給休暇）
- ・解雇・退職・セクハラ・パワハラ等
- ・労使関係（個別労働紛争）
- ・各種助成金

お問い合わせ先

愛媛県社会保険労務士会

〒790-0813 愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

TEL：(089) 907-4864 FAX：(089) 923-1133

HP：<http://www.ehime-sr.or.jp/>

労働委員会の窓 (9月分)

1 会議関係

- 9月6日 第1196回愛媛県労働委員会総会「会長及び会長代理の選挙について」
第1197回愛媛県労働委員会総会「あっせん員候補者の委嘱について」など10件
- 9月24日 第1198回愛媛県労働委員会総会
「令和3年(不)第1号事件の申立てについて」など7件

2 集团的労使紛争関係

○ 審査事件

| 事件番号 | 業種 | 申立年月日 | 労働組合法 7条該当号 | 申立内容 | 終結状況 |
|---------------|------------------------|----------------------------------|----------------|-------------------------------|------|
| 31年(不) 第1号 | 教育, 学習 支援事業 | H31. 2. 19 | 1, 2 | 不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示 | 係属中 |
| 元年(不) 第2号 | 製造業, 卸売業, 小 売業 | R元. 5. 22 [追加申立 R元. 8. 29] | 1, 2, 3 | 不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等 | 係属中 |
| 元年(不) 第3号 | 教育, 学習 支援事業 | R元. 9. 30 | 1, 2, 3 | 不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等 | 係属中 |
| 3年(不) 第1号 | 学術研究, 専門技術サ ービス業 | R 3. 9. 6 | 2 | 誠実団交実施 | 係属中 |

3 個別的労使紛争関係

○ あっせん事件

| 事件番号 | 業種 | あっせん事項 | 申出年月日 申出者 | あっせん 回数 | 終結状況 |
|-------------|--------|-------------------------------------|------------------|------------|------|
| 3年個別 第1号 | 医療, 福祉 | 自己都合退職の撤回及 び会社都合退職の証明 書の発行を要求 | R 3. 9. 7 労働者 | — | 取下げ |

○ 労働相談

| | 相談者数 | 相談件数 |
|---------|------|------|
| 9月 | 31 | 42 |
| 累計(4月~) | 133 | 225 |

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

メールアドレス roudoui@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>

目次

ご案内

| | |
|-----------------------------------|------|
| ○離職者等緊急生活資金のご紹介 | 1 |
| ○えひめ仕事と家庭の両立応援企業 9月の認証企業ご紹介 | 2 |
| ○令和4年度県立産業技術専門校入校生の募集について | 3 |
| ○就職氷河期世代向け職業訓練校体験ツアーの開催について | 4 |
| ○学生向け障がい者WEB合同就職説明会のご案内 | 5~6 |
| ○愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金のご案内 | 7~8 |
| ○企業の在籍型出向を支援！「オンライン出向相談」のご案内 | 9~10 |

お知らせ

| | |
|---|-------|
| ○愛媛県内の仕事探しに役立つ情報満載！あのこの愛媛特設ページオープン | 11~12 |
| ○離職者支援について 〔ポリテクセンター愛媛より〕 | 13~14 |
| ○ポリテクセンター愛媛 1月期生募集 〔愛媛労働局から〕 | 15 |
| ○求人者マイページがさらに便利になります | 16~17 |
| ○求職者マイページがさらに便利になります | 18~19 |
| ○過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内 | 20~21 |
| ○11月1日は労働保険料の第2期分の納付期限です | 22 |
| ○小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内 | 23~24 |
| ○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金が再開しました | 25~26 |
| ○11月は「しわ寄せ防止」キャンペーン月間です 〔社会保険労務士会から〕 | 27 |
| ○社労士会無料相談会 〔愛媛県労働委員会から〕 | 28 |
| ○労働委員会の窓（9月分） | 29~30 |